

(整理番号)

大阪地方最低賃金審議会

令和7年度第6回大阪府最低賃金専門部会 議事要旨

1 日 時 令和7年8月8日（金）
午後1時29分～午後6時18分
（休会）
（再開）
令和7年8月19日（火）
午後2時54分～午後6時38分

2 場 所 大阪合同庁舎第2号館9階 共用B会議室

3 出 席 者

公 益を代表する委員	3 名
労働者を代表する委員	3 名
使用者を代表する委員	3 名

4 議 事
大阪府最低賃金の改正決定について

5 議事要旨

- (1) 公・労、公・使の個別協議を重ね、労働者を代表する委員からは、賃金改定状況調査第4表③のパート労働者の賃上げ率2.7%に消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）の令和6年の対前年上昇率3.2%を考慮した引上げ率5.9%に影響率を考慮した64円の提示があり、使用者を代表する委員からは、地域間格差の是正対応を踏まえた62円の提示があったが、改正賃金額及び効力発生の日について労使の意見の隔たりは埋まらず、公益一任により、時間額1,177円、効力発生の日は令和7年10月16日（法定発効）とするとの公益委員見解をもって答申することとなった。
- (2) 効力発生の日の在り方については、結論を得ることは困難であるとされた。
- (3) 続いて、附帯事項についての協議、確認がなされ、答申文が作成

された。

(4) 以上、時間額1,177円、効力発生の日は、令和7年10月16日とする旨、大阪労働局長に対して答申された。